

就労移行・就労継続支援事業所の指定基準等について〈概要〉

-指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(省令)及び府基準条例より-

	就労移行	就労継続A型	就労継続B型
基本方針	利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第六条の九に規定する者に対して、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。	利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら規則第六条の十第一号に規定する者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。	利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第六条の十第二号に規定する者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。
雇用契約	必要なし	原則必要	必要なし
利用期間	原則2年間	定めなし	定めなし
報酬単価(利用定員20人以下の場合の原則値)	833単位/日	585単位/日	
人員に関する基準			
職業指導員及び生活支援員	職業指導員1人以上、生活支援員1人以上を含み、かつ常勤換算で、利用者数を6で除した数以上(職業指導員及び生活支援員のうち、1人以上は常勤とする)	職業指導員1人以上、生活支援員1人以上を含み、かつ常勤換算で、利用者数を10で除した数以上(職業指導員及び生活支援員のうち、1人以上は常勤とする)	

就労移行・就労継続支援事業所の指定基準等について〈概要〉

-指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(省令)及び府基準条例より-

		就労移行	就労継続A型	就労継続B型
	就労支援員	常勤換算で、利用者数を15で除した数以上（1人以上は常勤とする）	定めなし	
	サービス管理責任者	利用者数60以下の場合1人以上、利用者数が61以上の場合、利用者数が60を超えて40またはその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上（1人以上は常勤とする） ※利用者の数は前年度の平均値。新規の場合は推定数。	利用者数60以下の場合1人以上、利用者数が61以上の場合、利用者数が60を超えて40またはその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上（1人以上は常勤とする） ※利用者の数は前年度の平均値。新規の場合は推定数。	
	管理者	管理業務に従事するもの（管理上支障が無い場合は、当該移行支援事業の他の業務等との兼務は可能）	管理業務に従事するもの（管理上支障が無い場合は、当該継続支援事業の他の職務等との兼務は可能）	
設備に関する基準				
	訓練・作業室	訓練または作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えていること	訓練または作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えていること	
	相談室	談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること	談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること	
	洗面所・便所 その他運営に必要な整備	利用者の特性に応じたものであること	利用者の特性に応じたものであること	